様式第２２号（第２９条関係）

（継続保護事業用）

種別	氏名 生年月日	委託		任意		備考
		保護開始 年月日	保護終了 年月日	保護開始 年月日	保護終了 年月日	
（　）	年　月　日生					

（一時保護事業用（甲））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生			

（一時保護事業用（乙））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生		1　金品給与　帰住旅費（　　） 食事費　（　　） その他　（　　） 2（　　）	

（備考）

1　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。

2　「種別」の欄には，次のとおり種別の番号を記載すること。

（1）保護観察処分少年　（2）少年院仮退院者　（3）仮釈放者　（4）保護観察付執行猶予者

（5）婦人補導院仮退院者　（6）刑執行停止中の者

（一）刑執行終了　（二）刑執行免除　（三）刑執行猶予確定前　（四）刑執行猶予確定後　（五）起訴猶予

（六）罰金又は科料　（七）労役場出場・仮出場　（八）少年院退院・仮退院　（九）補導処分執行終了

（十）実刑部分執行終了（※）

（ア）保護観察終了　（イ）法定期間満了

（※）　「（十）実刑部分執行終了」は，懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け，その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって，その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり，その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。

3　一時保護事業用（乙）の記入に当たっては，次の事項に留意すること。

（1）「保護の内容」の欄には，金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し，金品給与以外の場合には「2」にその内容を記載する。

（2）「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに，貸与した金品の返還があったときには，その日付，金額又は数量を記載する。

附　則

この省令は，刑法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○農林水産省令第四十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の二第二項（同法第十七条の三第二項（同法第十九条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の五第二項及び第三項、第十七条の十三並びに第十九条の十二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日　　農林水産大臣　森山　裕

農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

第二十六条第一号に次のように加える。

ヘ　有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者に係る認定にあっては、登録認定機関又は登録外国認定機関が当該認定ごとに付す番号（以下「認定番号」という。）

第二十八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

第二十八条の三中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

第三十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項

第三十四条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項

第三十九条第二項各号列記以外の部分中「事項を記載した」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　認定に関する業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

第四十三条中「第三十九条第二項第五号」を「第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号に「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十六条第一項第一号ニ(4)中「(10)」の下に「、(11)」を加え、同号ニ(10)中「、格付の表示の実績」を「格付の表示の実績、有機農産物の生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあっては格付実績及び認定に係るほ場の面積」に改め、同号ニ(14)中「(12)」を「(13)」に改め、同号ニ(15)を同号ニ(16)とし、同号ニ(13)中「(12)」を「(13)」に改め、同号ニ(13)を同号ニ(14)とし、同号ニ(12)中「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に改め、同号ニ(12)を同号ニ(13)とし、同号ニ(11)を同号ニ(12)とし、同号ニ(10)の次に次のように加える。

(11)　認定事業者は、その行った格付（小分け業者、指定農林物資の輸入業者又は外国小分け業者にあっては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。

(i)　当該格付に係る農林物資の格付から消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（定